

三木市記者発表資料 (令和4年6月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 子育て支援課	課長 中西 進 (内線 2300)	児童福祉係	0794-82-2000 (内線 2334)

タイトル	
「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を支給	
内 容	
<p>コロナ禍の影響が長期化する中で、食費をはじめとする物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。</p>	
1 支給額	児童1人当たり5万円
2 申請期限	令和5年2月28日(火)
ひとり親世帯向け	
《対象者》	
① 令和4年4月分の児童扶養手当が支給される方(申請不要・6月23日に支給済)	
② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(申請必要)	
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(申請必要)	
《申請方法》	
対象者②・③の方は、子育て支援課窓口または市ホームページにある申請書類に必要事項を記入の上、提出してください。	
ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯向け (①と②両方に当てはまる方)	
《対象者》	
① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等 (令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)	
② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	
《申請方法》	
令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度住民税が非課税の世帯には6月末に案内を送付します。(申請不要)	
その他の世帯は、子育て支援課窓口または市ホームページにある申請書類に必要事項を記入の上、提出してください。	
セールスポイント	
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援をするため、給付金を支給します。	